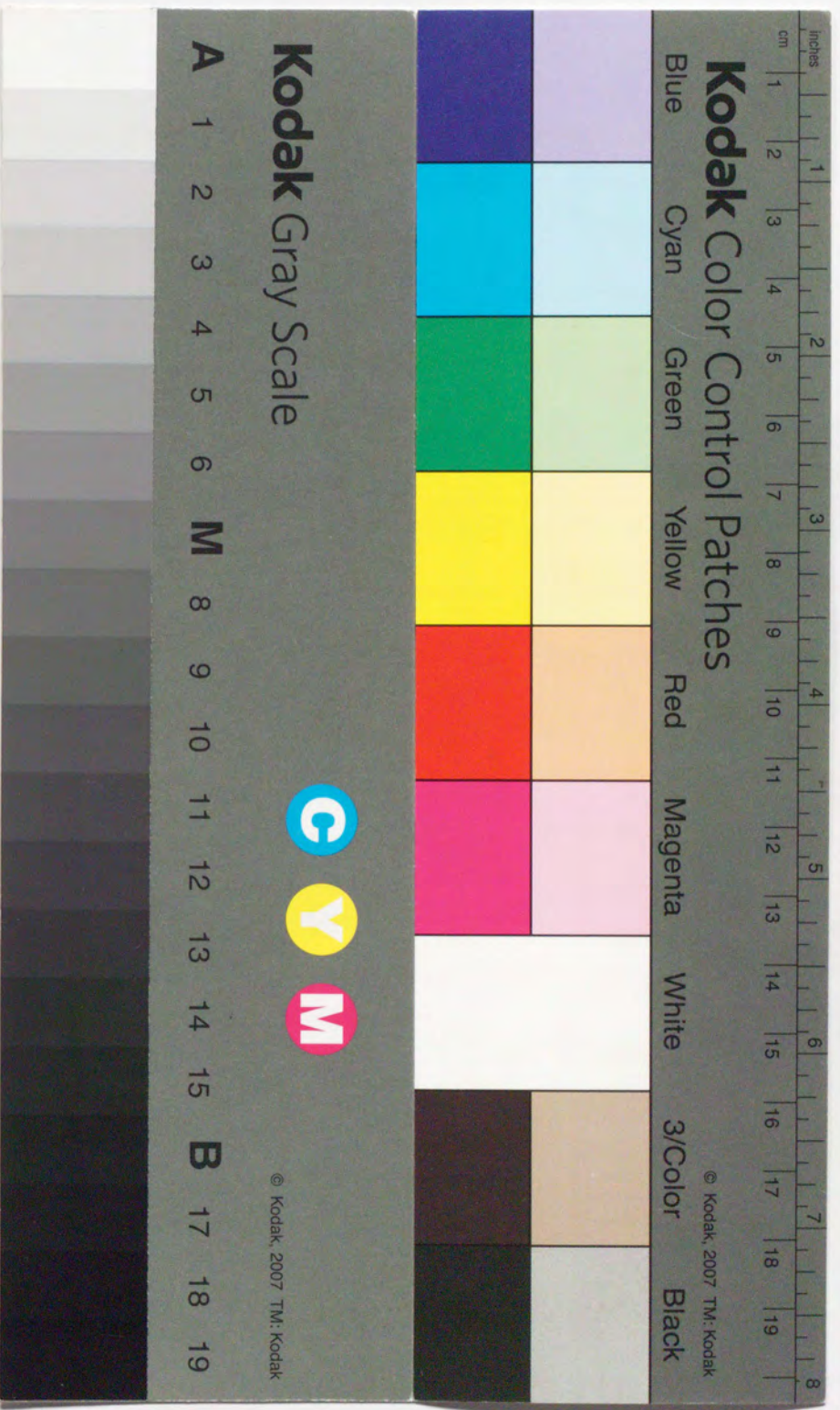
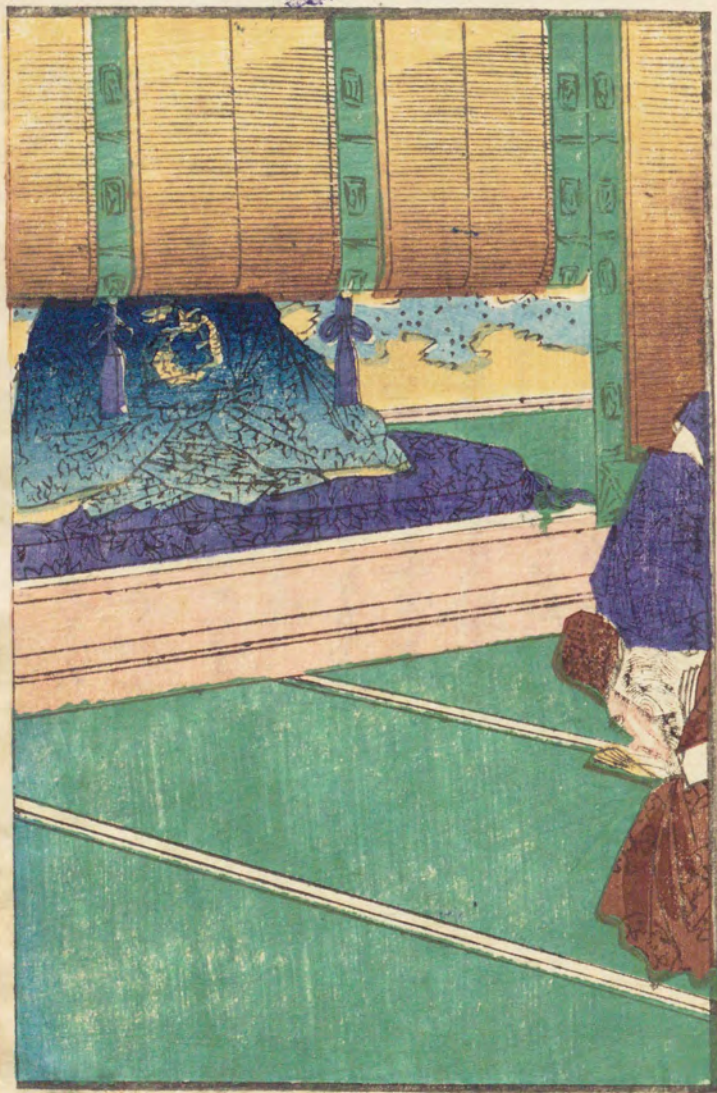


北高峰芝雲圖

明治二十四孝繪抄

翰林堂上梓

[illegible]



板野重右衛門

重右衛門は羽後國置賜郡長福村の人。其性篤實。一々ありも孝心深き人なり。開墾の事。心と用ゐる。功なり。家。七十餘歳の母と携さへあれ。仕ふ。夫。婦。心と合せて。奉養。母。母も喜ひ居。たり。母八十。あり。し。とき。益々衰へて。腹痛。苦。み。殆んど危く見へる。ね。医療。勿論。至らざる。と。ろ。ろ。く。尽。し。れ。病。ひ。も。少。癒。り。母。母。常。好。め。事。め。物。と。調。つ。酒。と。進。



め妻。三。絃。と。弾。て。自。分。の。腰。を。揉。み。あ。つ。つ。調。ひ。て。其。氣。を。慰。め。ん。と。い。れ。む。母。も。老。と。忘。れ。て。九。十。歳。す。や。又。叔。父。身。罷。り。又。叔。父。利。右。衛。門。病。ひ。入。羅。り。て。其。子。の。未。だ。稚。れ。い。自。う。引。受。て。厚。く。看。病。し。医。と。療。み。て。術。を。尽。し。ん。れ。ど。其。甲。斐。あ。り。て。死。後。其。子。と。引。取。り。我。が。子。と。も。ふ。撫。育。し。つ。り。と。あ。い。因。て。婿。二。匹。を。賜。ふ。



浅吉

浅吉ハ豊前國杵木村の人。幼き時より孝心深き者。十二歳の時父罪と犯し終身禁獄の刑に處せられ去程。浅吉は夜昼の別なく悲みて寢食を忘る。父の獄は居らと思へば予臺の上は安く居るに非ざると庭に焚火を敷てくらくに起き臥せると三年農桑の暇も時々山路の遠きと厭ひす行き々父の安否を討ひ家におりて母を慰め且つ身とて父を代らんとて請ふこと度々及びられ。父の領主も其の孝心と感づひ父の罪を免して浅吉を褒賞せり。是誠一孝行の徳といふべし。浅吉其後種々の善行あり。かば住屋格に取立られ永代屋敷の税を免除



されり浅吉五十歳の時正し明治六年あり





ける女

ある女は阿波國麻殖郡山路村の人にて
夫馬三郎と云ひて八十餘ある老姑
と三人の子有りて貧乏者あるが
姑は七八年を壁より起き臥
し自由ありて夫馬三郎と心合せ
昼夜の別あり稼ぎ
夫圖らば病に罹り医藥
の驗なく終に死にたり其後ある
女獨りて老姑の奉養と三児の撫育となす
ことあれば困り果て十二歳ある娘と人
の婢となり自ら袖乞となり漸々と老姑は
衰へて進み自らは僅に木の實草の根を



喰ひわがし操を守りて居たりしが或る時
風雨烈しく吉野川の堤崩れて洪水と
ありて老姑と背
負て山間を通れりど
かへる災難の中あれば
別は姑は供をべきりの
をさし兼て貯へ置
りのと進め少くも姑の側と離れ
て老の心と慰めあはるる至孝ありとて
當時の領主深く賞して姑の生涯一人扶
持する女は米二俵と
給りたりは姑死せり其一人扶持と
そのゆくある女の生涯給りしと



永永嘉兵衛夫婦
 嘉兵衛は長門國大津郡
 川尻浦の人として妻を
 以て云ふて嘉兵衛
 衛と嫁てより三十年
 程より其の間夫は
 仕へて貞節を以て
 年老なる舅姑あり之を
 仕へて至孝あり近き
 項より舅姑とも夫老
 衰より起き臥し自由ありければ
 朝夕目も放さず介抱し児童も四五人
 りて貧困ある中と舅姑は酒を好み夜



毎酒をきめたり夫も好ける酒を
 進めし思ふもろくは舅の酒量
 と減る故夫は深く諭し慎みしめけ
 るが夫嘉兵衛も妻の孝貞を感し自
 ら酒と断ちて共父母を孝養し
 と嘉兵衛も篤実あればあるも女
 の孝貞ありより大に其の効

のりちれあり後夫婦
 と賞して金二両
 賜りたりとぞ



兵計左

兵計左々日向國那珂郡飯肥の瀧土村の
人々へて漁獵と業とに性き質朴にて言
葉少く十七歳の時父を失ひ母は仕つて
孝と尽し母常々酒と好めば貧乏中と
一日も缺く酒と供へ己が食物は
飢を凌ぐ迄よして妻等の比と食し
母は必米の飯と進め衣服等も
己等ハ聊もかきつる母は
必暑寒の具へと缺くはなる時
近所の人女の見苦きい忍び
難き者ありて衣服あんど妻
子へたれば妻も夫の心と同く



之と母は供しえりす僅に三枚
の蒲團二枚と母は供し残り親子
六人の身は覆ひて寝ども夜半
母の熟睡せりと伺ひて其一枚と
又母は覆ひ入り實に辛苦を筆
も尽し難し明治六年の頃この
村大漁ありしが中にも兵計左
が最多く獲たりしに至るの徳と
賞しその天禄ありとて近隣を
せざればありしと天朝より
深く賞せしめたり



高嶋嘉右衛門

嘉右衛門へ天保三年江戸に生れ幼き時より孝心深く殊に國家の爲に益と計れり明治三年鉄道敷地の工ふ力と尽せり官にこれと賞みひて銀盃三個

③従事し其成り及び明治七年三月十九日鳳輦横濱に幸りて瓦斯局に臨御す

〃〃〃〃〃〃嘉右衛門謹て拜謁致し

嗚呼庶民の榮えられし今も

〃〃〃〃〃〃時礼服の中ふ位牌と藏居たり或る人怪みてその故を問ふ



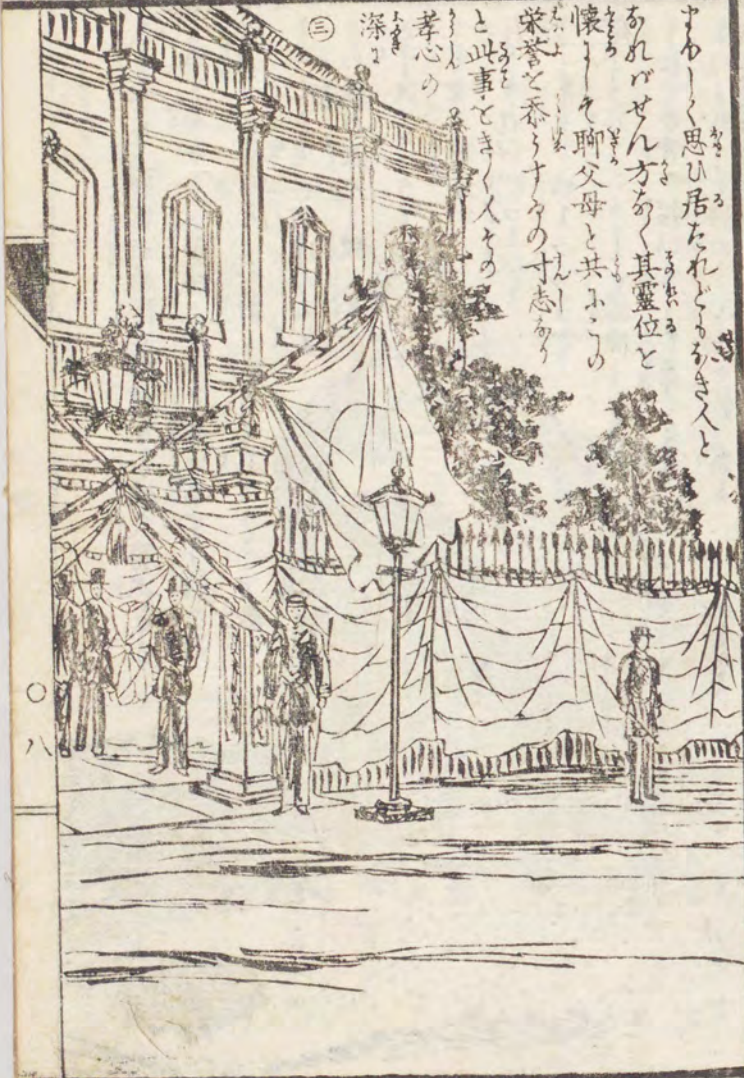
④感ぜざるん

のこ

と賜られり同四年自ら横濱港内の瓦斯燈

〃〃〃〃〃〃思ひ居たれども人といふれせん方なく其靈位と懐き聊父母と共にこの榮譽を忝とするの寸志あり

⑤と此事とき人その孝心の深き





子々女々
 女々上総國市原郡迎田村なる佐久勝次なる
 りの妻たるが舅姑は仕つて孝と尽せり姑の性
 實甚と云ふを聞くに計り知つて其ころを歎べ
 しめんと思ひ田をくる家
 りん秋の收へる穀
 を干けり
 女も秋ふい
 たりたれば門口に穀を
 干しをりて姑よりつてを
 遣より外ふりしを掃除したま
 されその労の報ひとして悉くを
 すりもなると姑おもてや訛り罵る



とつて内心より歎かひて其
 得る所の少なきとき顔色悪
 しき故に散らばりて
 ありとすゝぬと米よ
 ありときも同じく姑は奉りし
 とありときも北あち他人ふ
 知れたるんを取きて
 とぞ唯も語りし事ありと
 勤めてその歡心と失ふる事すまふとふ
 至れり尽せりと
 言ひのど

僧善達

善達ハ豊後國伊美浦の教園寺の住持
あり父母は仕て孝心深く母ハ數十
年血癩を起臥し自由をなかりしハ
才父も中風を罹れ善達深く憂ひて
其両親を看護するハ冬の夜ハ肌を以て
温め夏の涼き処を誘ひて團扇を以て扇
ぎ或ハ病する身ふさぐぬぐふ湯浴させ
然て兩便の扱ひより飲食ハ勿論好め
るありしハ父母は之を感ずるありて
と虽も父母の心は違ふと云々
よくその親心と失ふと云々至
ざる所ありと云々孝と尽せり



あるる父ハ明治五年四月
月死にたりと云々善達大ニ
悲歎流泣して堪えざりしハ
後ち母ひとりりの看病あれど云々
益々力を尽せりと云々近き村々の人
ひと感ぜざるを云々ありたり未來
虚空と説く僧ハ多くあれども
現世ふこの善行あるハ衆僧の
龜鑑ともありぬ云々云々





伊藤欲平
欲平の置賜縣の
士族として旧藩

一仕へて廉吏と称されたりある
一明治の御世となりて父善次重き
病に罹りたるを憂ひて最寒ともい
ふ水と浴しを神仏に祈りたれども終
に死なうたれば欲平が悲歎大方ありけ
霊前の懇勤生る人より猶一層敬ひ
たり父の死後母は仕て倍考あり毎年兩
度温泉と勤め又或時は山野に誘て風景と
詠めり又ハ劇場に導き其心と慰るに至ら
ざる所あり又親属知る人ちと艱難に罹時
に富みいあふねと費と惜すれ之と救ひ
己に常は節約なりといひ誠は尋常
の人の乃ふ処なりけ



吉山と女

と女

後○



上妻郡
三國
四一條村
あつ又次といふ
者の女とトオ

ありとこより履首と造りて其償ひ
とて父の好める酒と母の嗜める烟草

と整へて奉り双親の心を慰めたり常身
の樂とせし切妻者といふ珍らしき事やそ
然るに明治七年一月十九日同村の住人といふ所へ
母といふは新と旗りを行く母誤りて側なる
深堀へおちりしと見たり連日推さるゝ及ふ所
なれど母心の一途は是れ助けんと直に飛入る
何れも必なるべき士才と期して急ぎ水の藻
くづと死にたりこのことをもて懸懸は達しけ
るは平素の孝なる行ひといひ己が身と忘れ
母を助けんとて入つて身と亡るのみ
至孝の真情ありとて祭祀料を賜へり
たり実と後漢の曹娥の水に溺ると
目と同一く語るべきなり



小林二郎
 二郎や越後國二股村の人
 して孝順の道誠み尽せ
 り兄省助罪なりて三宅
 島に流されしが母日夜
 あれと慕ひ悲しみ泣
 きてやまざりくは二郎い
 内は母の歎きを見外は
 兄の苦みと思つて堪え
 難くやろくくん明治三年の
 秋あるろざりと決して東京
 へ上り己の身と投じて兄は
 代らんことを訴へたり其の孝



悽の志と天も憐みおひんむ
 兄も思故と蒙りて翌年六
 月兄弟ともふ帰村なりける
 実ふ二郎は孝心の徳に依る
 とくらの賜なりとあ
 るふ明治五年の春兄省助
 ら重き病つきて伏して終
 へ死うたりなれは二郎は
 獨り母を仕へて弔励みて
 孝道と尽しなれは近隣の
 人等皆慕ふなりし



二子一縣同時同意の
二件と訴ふ

安吉と云
へる者あ



り石見國
安濃郡川
合村の人より父惣枝
は処せられし頃安吉僅十歳
なるが父の苦しみを憂
ひて身を以て父を代らんとしり縣廳より

出て訴へるをこの時より女として同國邑智郡日
貫村ある安田久雄と云へるもの娘より十
七歳あるが父の總役は処せられしと悲みて
身を以て父を代

らんと安吉と同時
に其父と思ふ心の切あるより遠きとも厭はれ
來りて乞ふ処あるに實に惻然あれども公の法
と曲る能はざるを以て論をひて下げられ
りなり川合日貫八十餘里隔する遠路あるふ
二人が申合せに如く同時は同様ある事と訴ふ
るに誠に奇らしき事なり當時の吏は勿論之を見
たり是は明治六年八月の事なり

南ゆき女

ゆき女ハ讃岐國山田郡西植田村より直次ハ娘
あり稚きときより父母ハ仕へて孝と尽さずも
より貧窮のことそれハ常ハ人ハ雇
それと田畠と耕一夜の紡み績きの業
に更々忘る僅の賃銭とて親
の活計を助けたり其艱苦譬へん
ことの如然る父直次故ありて罪
と犯獄ハ繋ぎられバも女深々歎きて
己が身とて父代らんことと歎願したり
時に明治三年ゆき女廿三才なり若き女の身で檢
父を助へんとの実情をこと小間然れども公法の
破り難なればとて當時の吏も懇諭しれバ



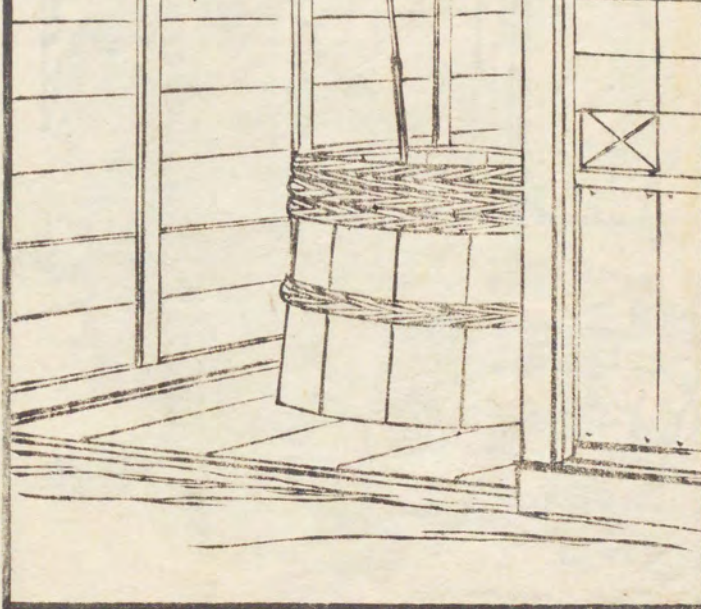
き女も詮方あし漸々承りまこと
雖も哀み泣きて止まらざりしと

其に至り
孝と賞
せられ
て金五
兩と賜
ふ



娼妓喜遊

喜遊は江戸本町に住する正庵
といへる町医師の娘にて性孝
心厚きものなりしが幼なりし
時父母とも長く病に罹り多
くも病にぬれ財をばふちやち
つき果て今日其日も送りくねる
をうりぬれ喜遊の時七才か
るが田舎にいくも附木を市中に
售り歩き新の利と米をわへ父母
粥とて進めたり居たり
一が元より僅のことなれば逆も薬の
代と償ふ足るべうもあらずて父

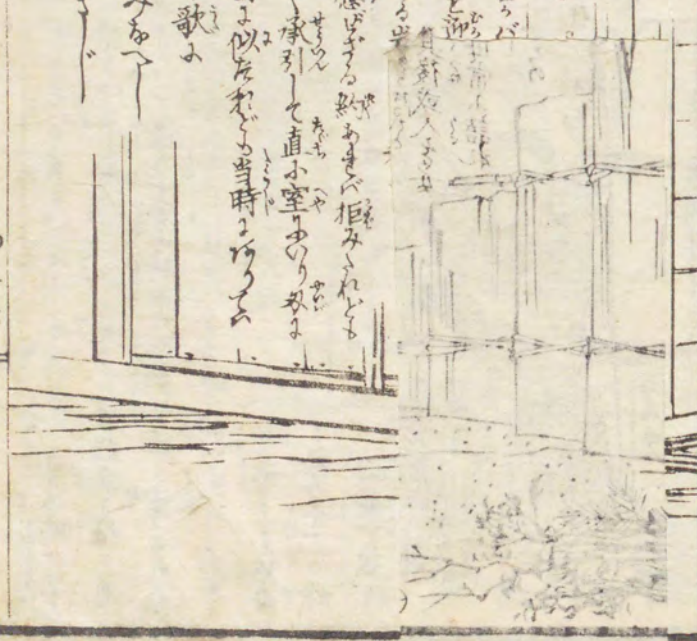


母の身の危く思ひたれ自ら別
して身へ新吉原ある娼閣甲子棲ふ
投て身の代を以て父母の養餌の代と

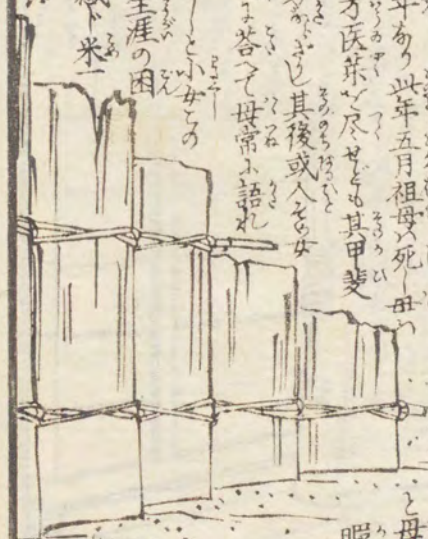
あやふ其甲斐もあらず父母共小失たりし
悲歎大なり然るに喜遊十六の春と

米人其深く懸想するが喜遊外人に應じざる
樓主約と背きその進みより詮方あり承引して直小室あり歎
伏て自害せり人々之を聞ば頗る頑固は似たり當時より

誠ふ烈婦といひつる 群世の歌ふ
あやふとふといふやうなものとみあらず
あやふとふといふやうなものとみあらず



女ハ日向國那珂郡下方村の人塩煎を以て業と爲す父と母と五才の時大火に罹り家財悉く焼失由て塩小屋に床を張り住居となり七才に至る母の眼病を罹りて活路尚乏しく漸く粟の塩を賣て僅ふ其日を送り十才の時母の眼病より重なり近隣の人計りて金借り同郡福島ある良医に診せしめられとも遂に明を失ひ父を以て養ふ居たり遂に時の藩知事聞へる米五升を賞賜しりき時女十六才明治元年あり此年五月祖母死す母又帶下を煩ひ崩漏とあり乃ち百方医薬を尽せども其甲斐あり遂に亡る女女の難き方乃ち其後或人を女と十四年の間何の困苦あせし間答て母常ふ語れり早々新宅を構へて移り住むと小女この望みを母の生前よりけりしを生涯の困苦なりといひ乃ち此人の志に感て米一俵を贈りるに因り辭に受る



老老の祖母
 と母の介抱の餘
 眼病を煩り



その人のつゝ願くは母上の霊
 前供へ給へと云ひ乃ちその
 なみ涙ととりて悦
 びてそれ
 と受る



赤松仁藏
 仁藏の豊前國宇佐郡船
 木村の人とて父の仁藏
 の末に胎内に在りし時死
 仁藏出生後母痛風
 煩ひ起居自由あざれば自然
 貧困重なりて已に仁藏八才に成り
 時ニ決心し仕方ありや思ひらん道行
 人々憐みと乞ひ刺苦して病母と養ひ
 年長きる小随ひ是等の所為と潔く
 愧て他の田畠とかりて耕作と
 励み餘暇あれば他は雇はれて
 其の賃錢と得て母と養ひ夜ハ



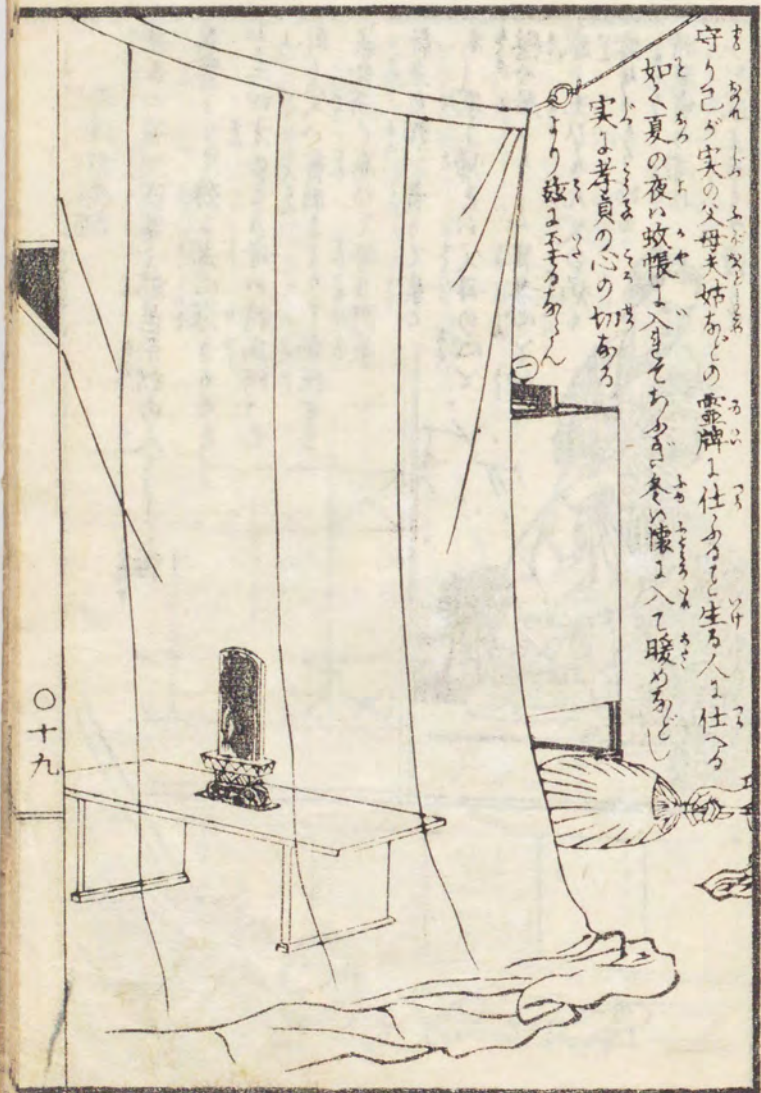
母の寝所とておれに
 その看病の懇
 切あら
 八才
 の昔より
 廿二才の今に至る迄
 十五年の間少くもなほま
 ざらぬれむ公より金と賜
 そつてその孝行を
 賞せられ
 乃

きせ女

きせ女い豊後國の笠和町ある房吉とのふりの妻なりきせ女むすめうちに
 父母と失ふひ十九才のとき房吉は嫁ぎたりが年老たる姑の邪見あるを老を
 尽しより房吉其後ち癩病に罹り起臥し自由あらずしと女の業を老を姑の
 奉養病る夫の介抱は心と尽し貧しき中と飲食の勿論衣類衾ふ至るす心に用
 るて身より襦袢と纏ひて夜に更るすを紡み績ぎの業を爲し
 朝夜の明より起出でて昼の業より小いも怠ら
 さればつら邪見の姑も心と直して実の女の如く
 憐みられ房吉も是と見て大に悦び居たり
 つひに死なうなり此時きせ女三十二才して夫
 病床に在り間十三年なり其後ち
 十五年と経て姑も死にたりきせ女は夫
 と失ひより終身魚肉を食てかゝく貞と



(二)
 きせ女生涯
 は賞賜と
 受けりし
 こと七度
 多き至
 り
 とぞ



久保田兼吉

兼吉ハ駿河國富士郡邑奈村の人ナリ世

篤實ニテ殊ニ孝ニ深キものナリ

十三四才のとき母ハ持病アリテ

卧シ父ハ貧困ヨリテ癡狂セリ

兼吉深ク憂ヒテ毎日野菜

乾魚の類ヲ賣リテ業ト

シ家ヲ歸スバ父母の心ト

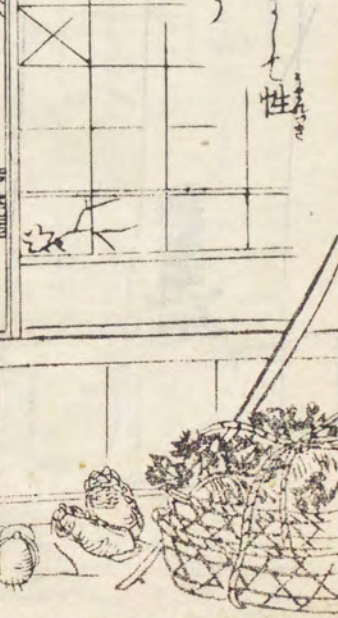
慰メ居リテ其孝心ト神モ

感ジ玉ヒん父の病モ

愈ナリんり何

時家債の滞レ

ト家主来リテ債ヲ



止スズレを両親ハせん方ヲ

賞然ニ居ナリ一兼吉獨ニ

己ガ衣類ト典物トありて之ト

償フニ其後家主此家ト他人

ハ賣渡セリ一ハ俄ニ親子住所

ト失ヒ困シトセリト近傍の

人憐ミテ僅ナリ小屋ト造リ

テ親子ト子ヘナリト此レ

兼吉の孝行の徳よする処

ありとて公より

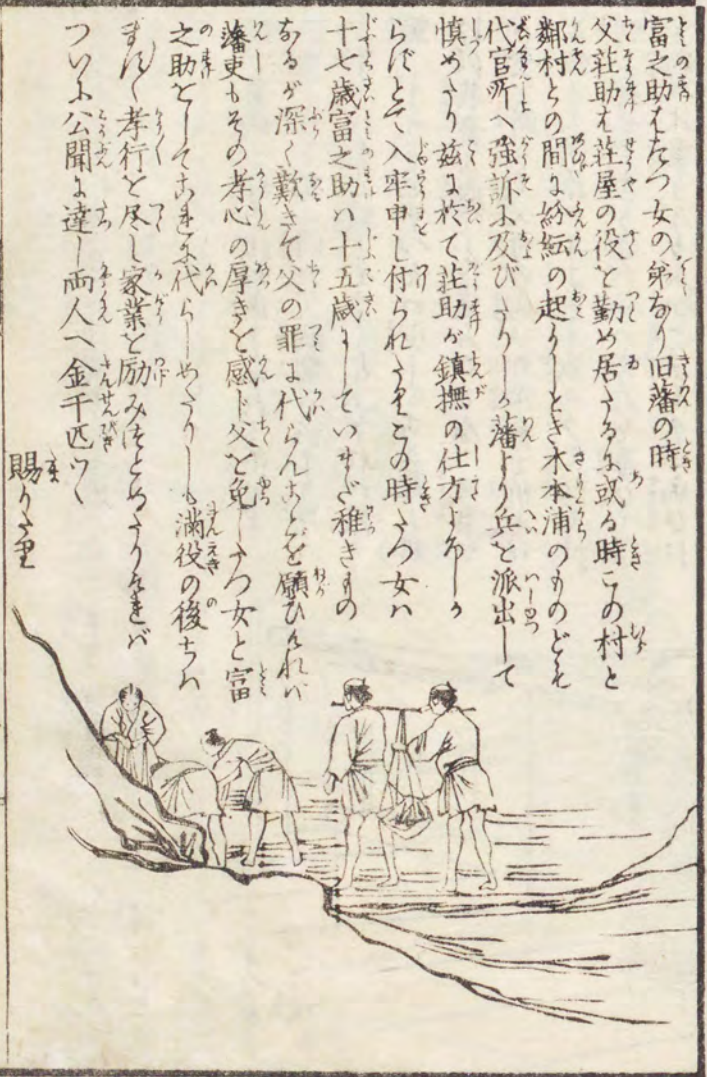
厚く賞せられ

ケ





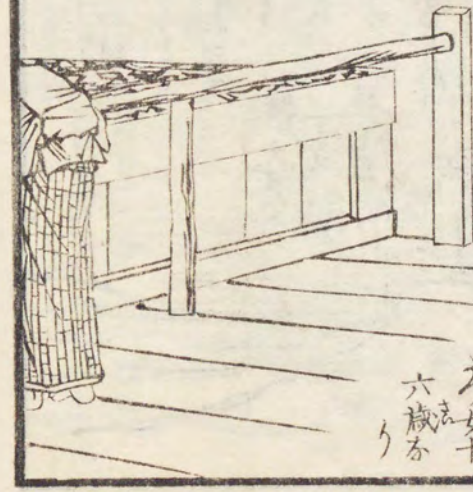
南なる女 同富之助
 南なる女は紀伊國年婁郡
 木本浦なる莊助の娘にて



富之助もなつ女の弟あり旧藩の時
 父莊助を莊屋の役と勤め居たり或る時この村と
 鄰村との間に紛争の起りとき木本浦ののどを
 代官所へ強訴およびより藩より兵と派出て
 慎めより茲に於て莊助が鎮撫の仕方より
 らばとて入牢申し付られしその時より女は
 十七歳富之助は十五歳にていすゞ稚きもの
 あるが深く歎き父の罪は代らんことを願ひなれ
 藩吏もその孝心の厚きと感と父と免つ女と富
 之助とていすゞ代りめより満役の後より
 ずん々孝行と尽し家業と励みほくらよりなきは
 つつよ公聞よ達し兩人へ金千匹
 賜りし

中田たつ女

たつ女は土佐國吾川郡伊野町ある幾三郎が女あり慶應三年たつ女は十二歳あり父は癡癖母は癡癖病に久し之煩ひ臥し少年あるたつ女が厚く両親と看病し片手に六歳あり兄弟も撫育し或る時父病鬱の極なり思ふすれ食と好てすくなくされ怒り罵りたりとたつ女は少くもあつた掛け其意に應じて違ふことあり又自分の食と断ちて父母の病ひの平愈と祈りける然るに明治四年に至り故より父と徒刑に處せしむる母はあれを憂ひて猶も病ひに重りたり加之弟も病ひに

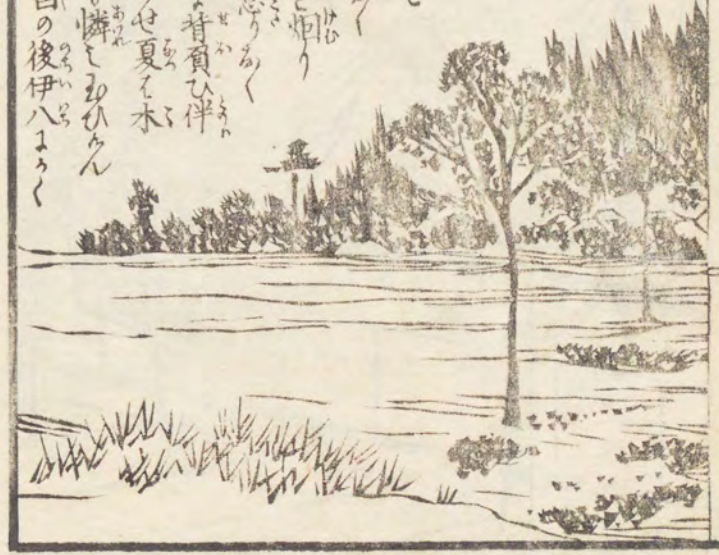


③ 孝心と天の憐れみあり時六歳あり



床に臥したりとたつ女は誠にも困り果て縣廳に至り家に病つる母を迎へ我身ひたりて生活の難に依て身と以て父をあへんと願ひて御聞濟ありと再び上書して願ひ出せしむる父の罪を免し猶うへ金千匹の賞賜ありこれ誠

石川の女
 女ハ周防國吉敷郡岩瀬村の伊
 ハの妻なり元より貧しき家あり舅
 姑とも永き辨疾こそ多くも所々ぬ
 田畠とも賣尽し果ハ伊ハも困り
 ん他國に出で商ひてもせむとて
 出ず帰らぬバ女ハ外は詮方なく
 昼ハ人ハ雇それ夜の紡績をぐて細き炬り
 と立つも保と守り舅姑の起卧の介抱怠りなく
 常ハ貞宗の法議と好むをて遠近ちよ背負ひ伴
 ひ行て其心と慰め冬ハ寒さを燭で凌がせ夏ハ水
 蔭を暑さを避しめ五年間の苦辛と天も憐れむひん
 肥前長崎の人來りて此話と聞き帰国の後伊ハより

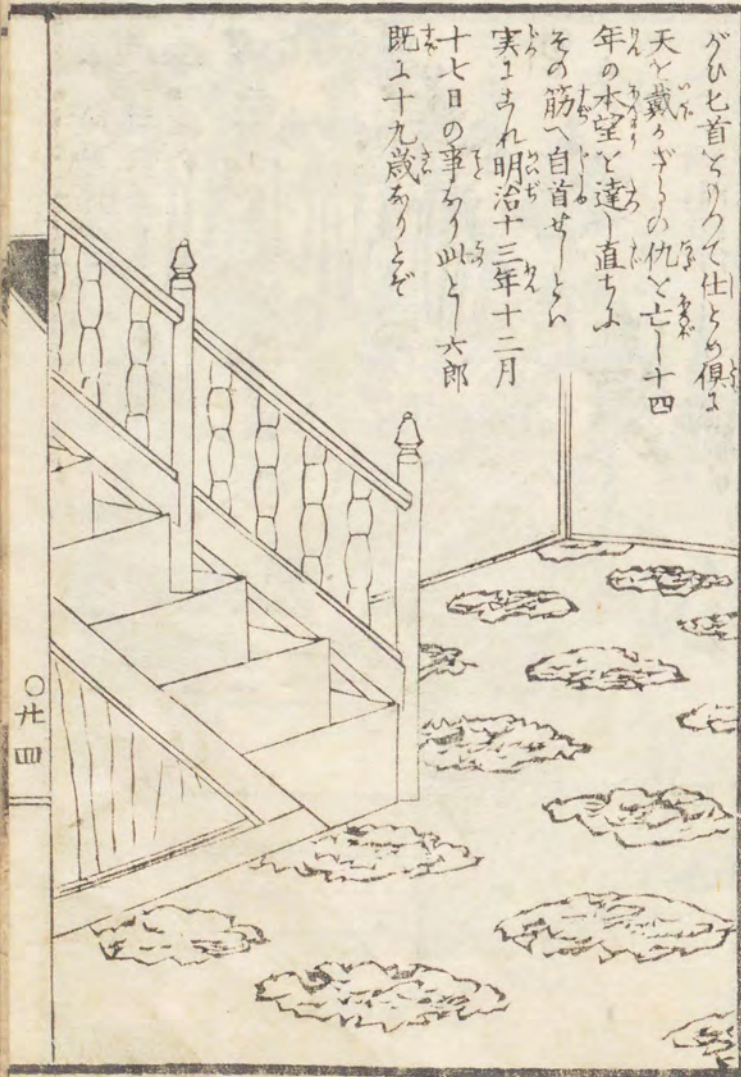


と吉々れば伊ハ其孝貞と感大り後悔て不孝の
 罪を謝し不実と詫て共々孝養さる當時の藩
 主堂で感し女ハ生涯の地税を免手米二
 俵より苗字を
 免と深く賞む
 女七十余まで
 永らへて死
 んれば路傍
 碑建て其
 美蹟と記さ

白井六郎
 六郎と旧鍋島藩の某の子
 る父某と雄新の際故らう
 て同藩のもの殺害され
 其時ハ六郎も推して
 此拳を知りしも後此事を
 て大に憤り勤学
 と名を東京へ
 出で剣道と修め東奔西走敵の
 りの家と窺ふ年久し終
 り東京三十間堀ある旧藩主が
 邸へ敵一瀬直久が歳暮の礼
 として見てその帰途とらう



がいと首とりつて仕とら便
 天と戴る者の仇と亡し十四
 年の本望と達し直ち
 その筋へ自首せし
 実しれ明治十三年十二月
 十七日の事なり此と六郎
 既十九歳ありとぞ





聴聞せしめ此年弘化三年は

てあれより安政元年より十一
 年の間一年々かきん連き行々
 父死してより後いふ女一人より
 母と奉養し妹と養ひられん當時の藩
 主より米一俵と賜て賞さき入り其後慶
 應三年藩主より又明治二年縣廳より共
 米二俵金二圓の給りて其孝行を賞さし明治
 八年に至りて岩国の西福寺秋の明田寺で説
 教ありときふ女年三歳の姫より殊に自か
 病ひなきよりおきて開講の日より詣りて聴聞さ
 せたりと実より女の如き又と得難き
 孝婦あり

明治十五年四月廿六日版權免許
 全 十六季一月四日出版 定價金貳拾錢

東京神田區千代田町二番地

編者 鈴木伊四郎

橘町三丁目十一番地

出版人 大川新吉



